

令和6年台湾東部沖地震兵庫県義援金募集要領

1 趣 旨

令和6年4月3日に台湾東部沖で大規模な地震が発生し、甚大な被害をもたらした。阪神・淡路大震災で被災し、国内外から大きな支援をいただいた被災地として、甚大な被害を受けた被災者に対して、地域が一体となって温かい支援を行うため、兵庫県、議会、地方4団体が中心となり、民間団体と協力して、義援金の募集を行う。

2 実施主体

令和6年台湾東部沖地震兵庫県義援金募集委員会（以下、「委員会」という。）

〔構成団体〕

兵庫県、兵庫県議会
兵庫県市長会、兵庫県市議会議長会、兵庫県町村会、兵庫県町議会議長会、
日本赤十字社兵庫県支部、兵庫県共同募金会、兵庫県社会福祉協議会、
兵庫県商工会議所連合会、兵庫県商工会連合会、
株式会社ラジオ関西、株式会社サンテレビジョン
（計13団体・順不同）

3 募集期間

令和6年4月8日から令和6年7月31日まで

4 義援金の受付方法

義援金は次の方法により受け付ける。

(1) 口座振込による受付

義援金は、下記口座への振込により受け付ける。

区 分	口 座
三井住友銀行 兵庫県庁出張所	普通 3294652

領収証については、寄附者からの兵庫県電子申請共同運営システム（e-ひょうご）への申請により領収証を発行する。

(2) 現金書留による受付

現金書留の場合は、領収書を発行の上、受け付ける。

(3) 現金持参による受付

現金持参の場合は、県庁等に設置する募金箱により受け付け、領収証は発行しない。

5 義援金の使途

義援金の使途については、追って募集委員会で検討し、決定する。

附 則

この要領は令和6年4月5日から施行する。